The politics of Nagaya-o

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/23323

長屋王の治政

——初期律令国家理解への一視角 (六)——

森田悌

The politics of Nagaya-o

Morita Tei

(一)

八世紀律令国家の整備・運営に当った最大の功労者となると右大臣藤原不比等であるが、不比等が養老四年八月に死去した後台閣の指導者となったのが長屋王である。長屋王に関しては近年平城京東三条二坊一・二・七・八坪の跡地より王の縁故者である氷高内親王ないし正妃吉備内親王の家政機関関係の木簡が多量に発見され、『続日本紀』とは別の同時代史料により長屋王の宮廷世界におけるあり方の一端を推考することが可能になっている。小稿では、初期律令時代と称すべき養老から神亀の段階における政治のあり方を、長屋王に視点を据えて見ていきたいと思う。

ここで長屋王の略歴について簡単に触れておくと、天武の子高市皇子を父、天智の女御名部皇女を母として天武五年に生まれ、慶雲元年二九歳のとき無位より正四位上に叙され、和銅二年十一月に宮内卿、同三年四月に式部卿に就任し、養老二年三月に中納言を経ずに大納言となり、養老五年正月に右大臣、神亀元年二月に左大臣に昇格し、天平元年二月に左道を学び国家を傾けようとしたとして居宅を六衛府の兵に包囲され、正妃とともに自尽に追いこまれている。正妃吉備は文武（妻は元明）皇女で、長屋王とは従父兄弟の関係になっている。吉備と長屋王の結婚がいつ頃であったか判然としないが、天平元年に長屋王とともに、自経した吉備所出の子の中に従四位下膳夫王のいたことに注目すると、自尽の段階で少なくとも二二年以上は結婚生活をしていたとみてよく、早ければ二十歳前後であった持統末年の頃を想定してよいであろう。膳夫王が恩叙に預かるには二一歳以上であることが必要であり、それより長屋王と吉備は二二年以上の結婚生活をつづけていたことになるのである。長屋王は不比等の女那娥子とも結婚しており、安宿王や藤原弟貞（山背王）・黄文王・藤原教勝らを生んでいた。安宿王と黄文王の初叙が天平九年、弟貞が同十二年であることを考慮すると、那娥子との結婚は八世紀に入ってからのようであり、既に吉備と結婚している長屋王が那娥子を妾としたのである。

父高市が死去したのは持統十年であるから、長屋王が吉備と一緒になったのは父の死前後ないしそれ以降ということになる。母御名部は存命していたから、御名部や持統・元明らとの了解の下に二人は結婚生活に入ったとみてよいであろう。高市は後皇子尊を称され持統の宮廷で重きをなした人物であるから、その男長屋王も注目される人物であり、持統の孫、元明の子である吉備の結婚相手として相応しい存在であった。不比等の女との結婚は、不比等が長屋王の人物を認めるようになった段階で始まったとみるべきであろう。長屋王が官界へ入るのは二九歳で正四位上に初叙、ついで和銅二年に宮内卿に就任してお

平成5年4月15日受理

り、二一歳で蔭叙に預かれることを考慮すると大分遅れているが、文武が病弱であり、その子首皇子（後の聖武）も幼齢という皇嗣に不安がある中で、首皇子の即位がうまくいかなかった場合の皇位継承者に擬されていたことに由るらしい。位階を帯び官界に入ると純然たる臣下身分になってしまうのに対し、無位無官の方が潜在的にしろ皇位継承の可能性のある人物にとっては適当だったのである。

不比等が長屋王に注目したのは、その出生による皇位継承の可能性に基づいていたことが考えられるが、長屋王は官界に入ると宮内卿・式部卿を帯びたのち、左大臣石上麻呂が死去した養老元年の翌年に大納言に就任している。既述した如くこの任官は中納言・参議を経ない異例であり、公卿になった途端筆頭の右大臣不比等につぐ次席官となったのである。長屋王の公卿人事は妻吉備の姉である元正天皇の意向が働くとともに、妾那娥子の父である不比等の差配に出ることが確実である。不比等が長屋王を引級しているということであるが、不比等が長屋王の大納言就任を推進したのは女婿であるというだけでなく、長屋王にそれなりの経綸があったことを考えてよさそうである。

先に私は大宝律令編纂過程ないし大宝律令に改革を加えようとした慶雲三年二月庚寅制の検討を行い、大陸法系の導入に当り進取的官人と保守的官人の相剋があったことを指摘し、藤原不比等や粟田真人・高向麻呂らを進取派、石上麻呂を保守派と把えたことがある(1)。石上麻呂死後長屋王が大納言になっているところをみると、長屋王の大納言就任を元正や不比等がすすめていたにしても、左大臣石上麻呂の反対――少なくともそれをよしとしない状況があり、石上麻呂の生存中は行うことができなかった、とみることができそうである。大納言は和銅七年以来一人も就任しておらず、定員の面からみる限り長屋王は養老二年以前に大納言になることが出来たはずである。私は長屋王の大納言就任に対し石上麻呂の反対を考えてよく、少なくとも元正・不比等の側に石上麻呂を前にして遠慮があったことと思う。尤も石上麻呂没後一年にして長屋王が大納言に就任しているのは、石上麻呂の存在だけでなく、他にも調整を必要とする事態があったことを考えてよいであろう。

不比等の婿であるにしても、他の先任中納言を抜き大納言となっているのは、政策面における能力も並みなみならぬものがあったと考えられる。恐らく不比等も舅として長屋王の政治家としての育成を図るところがあったのではあるまいか。政治路線としては、慶雲のころから官界に入っている長屋王は、先に触れた進歩・保守の対立を目にしており、不比等のそれに忠実だったとみてよいと思う。養老二年に成立した養老律令は不比等の推進する路線に沿って大宝律令に改削を加えたものであるが、台閣で不比等につぐ地位についた長屋王は養老律令の選修にも力があったと考えられるのである。

長屋王の政治能力に関しては、王がよった織緯説にポイントを置いてみ、余り評価できないとされることがある(2)が、不比等に育成された政治家としてそれなりに有能であり、それ故四三歳で大納言となっているのであろう。閨閥がらみのみで大納言となったとは考え難いことであり、実務にも通じていたと思われる。仮に高貴な血筋で太政官に関与するとならば、雲亀元年に死去した穂積親王の帯びていた知太政官事を襲えばよかったはずである。天平九年には長屋王の弟鈴鹿王が知太政官事となっているのであるから、長屋王も知太政官事の有資格者であった。長屋王が知太政官事とならず大納言になっているのは、政治家として才質があったことを示しているのである。

(二)

養老四年八月不比等死去後太政官の首班となった長屋王の政治指導をみていくと、不比等の路線を踏襲し、和銅の頃から顕著になっている班田農民の貧窮化や徭役労働の忌避の動きに対処し、社会の安定化を図り、律令制支配の維持に努めることにあったと云ってよいであろう。不比等の政治路線をよく示すものに既述した慶雲三年二月庚寅制があるが、そこで目指したものの一は庸の減半（太宰府管内は全免）

や義倉制の改善にみる如く、現実を直視し百姓の負担軽減や救恤制度の充実を図ることであった。長屋王の治政期の特色ということになると、織緯説に基づく施政があげられることが多いのであるが、織緯説とは別に現実の施策をみると、百姓の負担を軽くし、貧窮民対策に努めていることが知られるのである。

養老五年三月癸丑には元正天皇の勅として、

朕君臨四海、撫育百姓　思欲家々貯積、人々安楽、何期、頃者旱涝不調、農桑有損、遂使衣食乏短、致有飢寒、言念於茲、良増惻隠、今減課役、用助産業、其左右両京及畿内五国、並免今歳調庸、自余七道諸国亦停当年之役(3)、

と布告している。元正勅とはいえ右大臣長屋王の関与していたことに疑いなく、百姓の急を救うため調庸・徭役の減免を令しているのである。猶、右勅では当時における旱涝—水旱異常による農桑不振を指摘しているが、養老後半の時期は水旱不調がつづいたようであり、後に触れる三世一身法の布告なども、農桑不振の中で産業振興を図るという意図に出るという一面があったらしい。同じ養老五年六月乙酉詔では、

陸奥筑紫辺塞之民、数遇焼塵、疚労戎役、加以父子死亡、室家離散、言念於此、深以矜懐、宜令免当年調庸、諸国軍衆、親帥戦兵、殺獲逆賊、乗勝道北、賜復二年、冒犯矢石、身死去者、父子並復一年(4)、

と述べ、養老四年二月の隼人の反乱ないし四年九月の蝦夷反乱鎮圧のため動員された兵士らへの恩免措置を講じている。養老六年二月には詔を出し、兵部卿阿倍首名らの奏上に基づき、衛士の勤務を三年一替とすることに決めている。これらの詔も長屋王が関係していたとみてよいであろう。『続日本紀』の詔は公式令詔書とは限らず勅旨の可能性もあるが、文字通り詔だとすれば、長屋王は他の公卿とともに連署していたはずである。同じ年閏四月には陸奥按察使管内を対象に、

其国授刀兵衛々士及及位子帳内資人、并坊閣仕丁、采女仕女、如此之類、皆悉放還、各従本色(5)、

と指示し、蝦夷反乱のあったあとの負担軽減を令しているのである。養老七年四月には、太宰府管内で隼人征討に従事した軍士に対し復三年を支給することにしている。

貧窮民等への恩免措置としては不比等晩年の養老四年三月己巳太政官奏(6)があり、

㈠乏民を救済するために行っている公出挙の安定を図るため利率を三割とする、
㈡養老二年以前の負稲を免除する、
㈢私稲出挙利が半倍になるよう励行する、
㈣雑物を運京する百姓に程粮を支給する、
㈤帰還した逃亡百姓に復一年を賜う、

ことを定めている。不比等が主導し元正に上奏して裁可を得ているのだが、次席大納言長屋王も官奏の立案に関与していたことが確実であり、不比等死後の窮民対策は、右の官奏の延長上にあると云ってよい態のものである。官奏には筆頭以下全公卿が署名することになっているのであるから、長屋王も右官奏を検討し連署していたはずなのである。

聖武朝に入るが、神亀元年三月に、

令七道諸国依国大小、割取税四万已上廿万束已下、毎年出挙、取其息利、以充朝集使在京及非時差使、除運調庸外、向京坦夫等粮料、語在格中(7)、

と定めているのは、養老四年二月官奏の㈣に通じるものである。この日定められた割置稲は正税帳で公用稲を称する出挙稲で、『延暦交替式』では延暦二十二年二月二十日太政官府所引神亀元年三月二十日格としてみえている。『続日本紀』の文章によれば朝集使在京中の粮や調庸以外の担夫粮料などにあてることになっているが、延暦二十二年格所引文では朝集使について還国の間の粮とし稍相異がみえ、かつ後者では大国四万束、上国三万束、中国二万束、下国一万束としており、

『続日本紀』の記事との間に大分経庭がある。名称も延暦二十二年官符所引格では国儲と称している。数量の違いが『続日本紀』と格との間で大きいが、薗田香融氏によれば『続日本紀』の数字に誤があるという(8)。私も氏説に従ってよいと思うが、坦夫粮料にあてるという点で不比等時代の養老四年三月官奏㈣に関連しているのである。公用稲設定と長屋王とを直接的に結びつける徴憑を欠くが、坦夫粮に関する不比等治政期の施策との関連からみて、長屋王が主導していたとみてよいのではあるまいか。少なくとも左大臣長屋王が反対したならば実施し得なかった政令であろう。

養老四年三月官奏㈠㈢は官私の出挙稲の利率に関係しているが、養老六年閏四月官奏では、

公私出挙、取利十分之三、

としている。公出挙は㈠により三割とされていたが、ここでは私出挙についても三割に減定し、貧窮民の負担軽減を図っている。

民政策の重要なものに開田策がある。養老六年閏四月には謂ゆる百万町歩開墾令、

食之為本、是民所天、随時設策、治国要務、望謂、勧農積穀、以備水旱、仍委所司、差発人夫、開墾膏腴之地良田一百万町、其限役十日、使給粮食、所須調度、官物借之、秋収而後、即令造備、若有国郡司詐作逗留、不肯開墾、並即解却、雖経恩赦、不在免限、如部内百姓、荒野閑地、能加功力、収穫雑穀二千石已上、賜勲六等、一千石以上終身勿事、見帯八位已上加勲一転、即酬賞之後、稽遅不営、追奪位記、各還本色(9)、

を布告し、翌七年四月には三世一身法、

太政官奏、頃者、百姓漸多、田地狭窄、望請、勧課天下、開闢田疇、其有新造溝地、営開墾者、不限多少、給伝三世、若遂旧溝地、給其一身、奉可之(10)、

を出している。前者については旧著で検討したことがあり、陸奥管内における畠を中心にした開墾令であるが、官粮や官の調度を使用しての開発を指示し、請わば国家主導のそれであり、後者は三世ないし一身の間の土地所有を認めることにより、開発の促進を図っている。この前後は水旱異常がつづき勧農策の採用が痛感されたことや養老五年に造籍が行われ、同七年は班年に当っており、口分田にあてるべき田の不足により、開田促進が行われているのであるが、班田、口分田の問題となれば律令国家の最重要事項であり、右大臣長屋王が先頭にたって事に当ったはずである。口分田不足は右引三世一身法において「頃者、百姓漸ク多クシテ、田地狭窄ナリ」と指摘しているところであり、養老七年十一月には班給する田を少しでも削減するため奴婢の授田開始年令を六歳から十二歳にくり下げていることからも知られる。陸奥管内百万町歩の開墾令も、蝦夷征討の軍興で疲弊した陸奥国の復興を意図するとともに、口分田充当用地の確保も意図されていたことであろう。

対仏教界の施策として養老元年四月に行基集団を対象に取締り令が出されていたが、養老六年七月に太政官奏で、

垂化設教、資章程以方通、導俗訓人、違彝典而即妨、近在京僧尼、以浅識軽智、巧説罪福之因果、不練戒律、詐誘都鄙之衆庶、内黷聖教、外汚皇猷、遂令人之妻子剃髪刻膚、動称仏法、輒離室家、無懲綱紀、不顧親夫、或負経棒鉢、乞食於街衢之間、或偽誦邪説、寄落於村邑之中、聚宿為常、妖訛成羣、初以修道、終挟奸乱、永言其弊、特須禁断、奏可之(11)、

という決定をしている。右の官奏が行基集団を対象にしているか否か不明であるが、行基集団同様に官の統制外で布教活動を行っている集団の規制を行っていることが知られ、不比等の時代の僧尼取締り令と同様の法令を布告しているのである。猶、長屋王の治政する養老五年六月には沙門行善と百済沙門道蔵の仏徳を賞して褒賞を行っているが、不比等時代養老三年十一月における神叡と道慈の優賞に通じる施策である。私は旧稿で、長屋王の教界対策は統制と優賞、請わばアメとムチで臨んでいたとしたことがある(12)が、右の事例はそれを示し、不比

等の時代以来のあり方であった。

地方官対策ないし地方政治監督策として不比等の時代に施行されたものに、養老三年七月設置の按察使の制がある。恐らく養老二年に帰朝した遣唐使がもたらした唐制に関する知識に基づき創設されたものであり、遣唐押使であった多治比県守は武蔵国守按察使として相模、上野、下野三国を管下におき、遣唐大使大伴山守は遠江国守按察使として駿河・伊豆・甲斐三国を管轄し、遣唐副使であった藤原宇合は常陸国守按察使として安房・上総・下総三国を配下においている。按察使創設の提言が遣唐使らによるとともに、みずから按察使として任についているのだが、提唱が帰朝遣唐使らによるにしても、それをとりあげ実施したのは不比等ということになる。既述した如く唐制導入に積極的だった不比等は按察使に関しても多治比県守らの提唱をすぐに認め、困難化している地方行政の改善に資するものとして実施しているのである。この按察使制は養老五年六月官奏により処遇改善が提案され、詔により官奏提案以上の改善策が実施されている。いま『類聚三代格』により示すと次の通りである。

太政官謹奏

按察使今准正五位上階、禄絁五尺、綿五屯、布十二端、鍬廿口、

記事令今准正七位上階、禄絁二尺、綿二屯、布四端、鍬十五口、

右国郡官人漁猟黎元、蠹害政法、依置件司糺弾非違粛清奸詐、既定官位、宜令有禄料、其按察使請准正五位官、記事准正七位官給禄、謹量議如前、伏聴勅裁、謹以申聞、謹奏、

養老五年六月十日

奉勅、朕之股肱、民之父母、独在按察、不可同等、宜更加禄一倍、仍随風土所出、通融相折、余依奏、自今以後、永為永式(13)、

太政官の提案に対し元正の勅で給禄量の増額がなされているのだが、長屋王もこの増額には関与しているとみてよく、元正の按察使重視策は長屋王と共通していたであろう。旧稿で述べたことであるが、即位前の元正は長屋王妃吉備と一緒に暮していたとみられ、元正と長屋王は頗ぶる近い関係にあった(14)。官奏に対し詔で対遇の改善がなされているのは、天皇の按察使重視をよりアピールする為であった、というようなことを考えてもよいのではあるまいか。

蝦夷および隼人らは律令支配の浸透に伴い、不穏な動きを示していたようで、隼人は養老四年二月に反乱をおこして大隅国守陽侯史麻呂を殺害していたが、不比等が死んだ養老四年八月から一ヵ月後の九月に陸奥国で蝦夷が反乱し、按察使上毛野広人を殺す事件がおきている。これに対し朝廷ではすぐに播磨按察使多治比県守を持節征夷将軍、左京亮下毛野石代を副将軍、安倍駿河を持節鎮狄将軍に任命し鎮圧に向かわせている。将軍らは養老五年四月に還帰しているが、乱の通報とともにすばやく征夷軍の派遣が決定されていることが知られ、太政官の首班として長屋王が敏速な処断を行っていることが判るのである。陸奥国では多治比県守らによる征討が完了したのちも不穏な状態がつづき、神亀元年三月にも蝦夷が反して、大掾佐伯児屋麻呂を殺している。これに対し朝廷では藤原宇合を持節大将軍、高橋安麻呂を副将軍とし征夷軍を編成し、坂東九国軍士三万人の軍事動員を図っている。宇合らは宝亀元年の歳末十二月二十九日に来帰しているが、ここでも迅速な軍事的対応をしており、長屋王が最高政務担当者として機敏な対処をしていることが知られるのである。淡々と事実をのみ記している『続日本紀』の記事からは、征夷軍派遣のことのみしか知られないのであるが、反乱勃発に対処するにあたり最高責任者がす早い判断をしない限り、適切な対策をたてることが難しくなることと思われ、長屋王は太政官の最高責任者に相応しい処断をしていたと思われるのである。矢張り不比等の薫陶を受け、纖緯説を信奉する一方で、政治指導者としての力量も並みのものではなかったのである。

総じて長屋王が治政した養老後半から神亀にかけては、律令負担の重圧により公民の窮乏化がすすみ、田地不足も痛感され、辺境では蝦夷が反乱をおこして国司を殺害するような事態に至っていたのであるが、負担軽減や義倉改善ないし坦夫粮料支給・開田促進などの策をと

り、叛乱に対しては適切な対応をとり成果を挙げていたのである。長屋王が他の先任公卿を措いて大納言に就任し、不比等死後は筆頭公卿として太政官を領導するようになったのは、高市皇子の息ないし天正天皇の妹吉備内親王の夫、不比等の女婿であるという高貴な血縁、姻籍関係のみでは説明できないところであり、政治指導者として卓越したものを身につけていたことによろう。太政官を領導するとなれば、凡庸な才では済まないはずであり、後述する長屋王の変で長屋王が藤原氏により失脚・自尽に追いこまれるのも、王が卓れた政治指導能力を有していたことによるのだと思う。

(三)

前節では太政官の首班として長屋王がタッチした施策について摘記し、長屋王を薫陶した不比等の時代の政策路線を継承していることを述べ、辺境の反乱に機敏に対処していることなどから、政治指導者としての才質を有していることを考えてみた。ここでは当時における朝廷内における政治指導に関わる政局動向から長屋王の動きをみてみたいと思う。

如何に公民を支配していくかという看点からみるならば、養老から神亀にかけては、困窮化し逃亡が多発する状勢の中で、負担軽減等によりそれをくいとめ按察氏設置の如く地方支配の監察を強化することが、考えられる撰択肢の一であり、長屋王は不比等の路線を踏襲しており、この点に関しては、誰が廟堂の首班になっても余り相異しなかったことと思われる。要は右の路線に即した上で適切な施策を行うか否かであるが、長屋王はかなり有能な首班として振舞ったのである。ところで当時の宮廷貴族の最大関心事項であった皇位の行方については、長屋王も密接に関っており、政局の焦点をなしていたと云ってよい。持統天皇から譲位された文武天皇が慶雲四年六月に死去すると、残された子供として首皇子がおり、首が位につくべきところ七歳という幼齢なので、直ちに即位するわけにいかず、文武天皇母＝草壁皇子妃であった阿閉皇女（天智皇女）が元明天皇として位につき、元明が雲亀元年九月に退位すると文武の姉氷高内親王が元正天皇として襲位し、この間首皇子は和銅七年に皇太子となっていたが、皇位についておらず、少なからず不自然な状態が出来していたのである。元正が受禅したとき、首皇太子は十五歳になっていたのであるから、年齢だけからみるならば、即位して何ら不都合はなく、元正の受禅は、本来なら即位して然るべき首皇太子をさしおいて位についた、という風があるのである。

この間の事情について有力な所見では、即位当初の元明は孫に当る首皇子の即位を意図しそれを実現する為の中継天皇という気持を有していたが、漸次藤原不比等女宮子の所生である首の即位に消極的になり、女吉備が結婚している長屋王家に関心がうつり、首皇太子の即位のかわりに吉備の姉氷高の即位をはかり、長屋王の子に関心を向けるようになっていった、と考えているようである(15)。長屋王の子のうち吉備所生王子として膳夫王以下四人がおり、長屋王にしても父方の祖父は天武、母方のそれは天智（御名部皇女）であり、血筋からみるならば文武の遺児であるにしても、宮子所生の首より吉備所生王子の方が皇統の血は濃厚という側面がある。雲亀元年二月に吉備所生の王子を皇孫とするという決定がなされているが、右の事情を踏まえたものに他ならない。養老五年十二月に死去するまで謂わば皇室のフィクサーの位置についていた元明がシフトを首から長屋王の王子らに変えるようになり、首が皇太子でありながら雲亀元年に即位できなかったというのであるが、確かに首の即位遅延は不自然であり、右のような所見に説得性ありと云わざるを得ないように思う。天平元年に出来した長屋王の変は、長屋王の王子を皇位継承者に撰定しようとしていた勢力と首皇太子を擁立する側とのせめぎあいの中で発生した政変で、天平元年の段階で既に首皇子が皇位につき優位にたつようになっていた藤原氏の側が、首＝聖武の皇子（『皇胤昭運録』では基皇子とみえている）が一歳で幼逝するという聖武皇嗣に関し不安が生じた中で、先

制的に長屋王打倒を図り、危険な芽となりかねない吉備所生王子らの抹殺を図った、と解釈されることになるが、それなりの論理的説明になっているのは確かである。

即ち右の所説によれば、長屋王とその王子らは首皇太子ないしその即位した聖武の皇嗣のライヴァルであったとされ元正―長屋王家対武智麻呂―首（聖武）という対抗関係があったことになる。即ち長屋王は当時の政局の焦点であったということになるが、私は、右の所説は長屋王の王子らの地位を稍過大評価し、元明の長屋王家への肩入れを過度に読みすぎているように思う。先に少し触れた吉備所生王子の皇孫待遇は元明の意図に出るもので、元明が長屋王家に肩入れしているのは疑いないところであるが、首皇子をさしおいて皇位につけることまで考えていたかとなると頗ぶる疑問だと思う。

私は旧稿で、首の即位の遅延について人格的未成熟ないし精神的疾患があり、即位年齢に達しても即位できなかったのではないか、と考えたことがある[16]が、首の即位は元明・元正朝を通じ一貫してめざされおり、両女帝はともに首即位を実現するための中継天皇であったと解して不都合はないと考える。長屋王やその王子が皇位継承者として意識されることがあったとしても、首や首が即位した聖武の後嗣に問題が出来したときの予備ということ以上を出ず、長屋王家が首側と対等に張りあったという状況は考え難いように思う。しかし首ないし首（聖武）の皇子に事故があった場合長屋王家が浮上する可能性は十分にあり、首を擁する藤原氏の人にとり長屋王家は誠に目障りな存在だったことと考えられる。首ないしその後継者に欠陥があったとすれば、藤原氏の危惧する長屋王家の浮上がいつあっても不思議でなく、その点で長屋王家は政局の焦点にならざるを得なかったのである。

『続日本紀』養老三年六月条に首皇太子が始めて朝政を聴いたとの記事がみえている。この年首は十九歳になっており、それなりの見識をもつようになり、古代朝廷の伝統にならい皇太子としての執政を開始したのであるが、この決定の背後には元明太上皇と元正の配慮があったことは云うまでもないだろう。古代日本の朝廷では皇太子執政の伝統があり古いところでは推古天皇のとき聖徳太子が政務をとり、大化改新後では斉明天皇のとき中大兄が執政し、天智天皇のときは皇太弟大海人皇子が政務をみ、天武朝においては大友皇子や大津皇子が朝政を聴き万機に当ったことが知られている。朝政を聴くということは天皇に替り政務を執行するということとともに、次の天皇としての地位を確かなものにするという意味があったことを示しており、首皇太子が朝政を聴くようになったということは名実ともに皇位継承者であることを元明、元正が認知し公にしたと云ってよい。元明は元正に譲位するとき首皇太子について、

以此神器欲渡皇太子（首）、而年歯幼稚、未離深窓[19]、

と述べ、皇太子の即位を図れないとしていたのであるが、養老三年に至り、皇太子を即位可能に至ったと認めたのである。尤も首には猶、不安な要素もあったらしい。養老三年十月詔では、

開闢已来、法令尚矣、君臣定位、運有所展、泊于中古、雖由行、未影綱目、降至近江三世、弛張悉備、迄於藤原之朝、頗有増損、由行無政、以為恒法、由是稽遠祖之正典、考列代之皇綱、承纂洪緒、此皇太子也、然年歯猶稚、未閑政道、但以握鳳暦而登極、御龍図以臨機者、猶資輔佐之才、乃致太平、必由翼賛之功、始有安運、況及舎人、新田部親王、（中略）現須叱納清直、能輔洪胤、資扶仁義、信翼幼齢、然則太平之治可期、隆泰之運応致、可不慎者哉、（下略）[20]

と述べ、首皇太子について「年歯猶稚クシテ、未ダ政道ニ閑ハズ」と指摘している。しかし右引詔では皇太子が皇位継承すべきことを明言し、皇室の長老である舎人、新田部両親王が幼齢の皇太子を補佐することにより太平の治・隆泰の運をもたらすことができると述べ、皇太子への譲位の含みとなっているのである。実際の皇太子への譲位は五年余たってからのことであるが、元明・元正は首への譲位を意図しつつも、「年歯猶稚」＝未成熟ということがあり、遅延しているのであ

る。『藤氏家伝』下によれば、養老三年七月藤原武智麻呂が東宮傅になり文学をもって首を匡すようになって皇太子が田猟の遊びを廃し文教に赴くようになった、と記している。養老五年正月に山上憶良らの文人を退朝後東宮に侍せしめるようにしたのは右の『藤氏家伝』の記述と関連を有しているかと思われるが、二一歳になった東宮の許へ学者らを出侍させるようにしたというのもおかしいと云えばおかしなことで、本来ならもっと若年のときに出入りさせ学問に親しませるものではないかと思われる。武智麻呂が東宮傅になる以前の首皇太子には文字通り田猟の遊びにふけり学問に親しまず、皇位に即くものとして相応しからぬものがあったのではあるまいか。養老三年の段階で、「未ダ政道ニ閑ハズ」といわれ、神亀元年に至るまで皇位につけなかったのも謂れのあることだと思うのである。

元明・元正が首に疎外感をもっていなかったことは、聖武即位詔にみえる元明・元正の言葉の中に聖武を「吾子」「我子」と呼び、天智天皇の不改常典により確かに首に皇位を渡すという決意の下に襲位すると述べていることから、察知し得るように思う。更に聖武は即位すると間もなく元正とともに長屋王の佐保楼へ行幸し、新築なった新室祝を行っているのであり、私には元明・元正と聖武の側に分け隔ったものがあったとは思えないのである。いま聖武即位詔の元明・元正の言葉に言及している部分を引用すると、次の通りである。

（元明が元正ニ云フ）雲亀元年尓此乃天日嗣高御座之業合国天下之政乎朕尓授賜譲賜而教賜詔賜都良久挂畏淡海大津宮御宇倭根子天皇乃万世尓不改常典止立賜敷賜閉留随法後遂者我子尓佐太加尓牟倶佐加尓無過事授賜止負賜詔賜比志依弖今授賜牟止所念、

（元正ノ言葉）　神亀元年而天日嗣高御座食国天下之業乎吾子美麻斯王尓授賜譲賜止詔天皇大命乎[21]、

これをみれば、矢張り元明・元正は一貫して聖武即位を意図しており、その為の中継天皇だったのである。

但し繰返すことになるが、首皇太子には即位可能年齢に達しながら皇位につくには不十分という未熟なところがあり、首が位につけない場合の予備継承者と云うべき長屋王家の王子らが微妙な立場となり、首を擁立する藤原氏からみて長屋王家が危険な存在と映るようになったのである。その行きつくところが、基皇子の幼死を機に、長屋王を謀反人に仕立て吉備所生王子を抹殺した長屋王の変だったのである。恐らく長屋王側にしても、周辺で自らを親王と呼ばせるなどしており、藤原氏の人たちを刺激するところがあったのであろう。但し長屋王にしても養老・神亀のころ自分の子が首にかわり皇位につくというようなことを積極的に考えたことは無かったことと考える。飽くまで皇位継承予備であり、元明・元正の首即位を図るという路線の枠を出なかったことと思う。但しその存在自体が、基皇子が幼逝した段階の藤原氏にとり危険なものだったのである。

以上皇位をめぐる政局の中での長屋王の立場を、首を擁する藤原氏と長屋王家側の微妙な動きの中でみてきたが、当時の藤原氏について藤原武智麻呂と房前の間柄が必ずしもしっくりいっていなかったとみ、長屋王の変では藤氏の人とはいえ房前は関与していなかったと説かれることがある[22]ので、それについて卑見を述べておこうと思う。この所見の根拠は、変の処理過程で房前が顔を出さないこと、房前は詩文を通じ長屋王と通じるところがあり、変を主導した武智麻呂は房前を外した上で長屋王排除を断行した。ということであるが、私には当時藤原氏の立場で宮廷周衛の任に就いていた中衛府大将を帯びていた房前が変に関与していなかった、とは考え難いように思うのである。旧稿で触れたことであるが、房前の妻無漏女王の母は不比等の妻県犬養三千代であり、三千代は元明天皇の厚い信頼を受けるとともに、女光明子を首皇太子・聖武夫人としその所出に基皇子がいたのであるから、首の即位を心がけ、また基を聖武の次の天皇として期していたことは確実であろう[23]。三千代は、女婿房前にも首即位に努めることを期待していたことと考えるのである。武智麻呂が不比等の嫡子として首の即位を願い、首の皇太子傅に就任しているのも首擁立の立場からで

あったとみてよいのであるが、首即位を期す点で武智麻呂と房前の間に相異はなかったと思う。増尾伸一郎氏は、県犬養氏の立場で三千代は武智麻呂—首のラインとは一線を劃するようになっていた、と推考している[24]が、三千代は夫不比等の立場を理解し、女光明子の配偶者である首擁立で一貫していたのではあるまいか。首擁立の立場は、三千代がその死に出家した元明太上皇のそれに通じるものでもある。既述した如く、元明は一貫して首の即位を考えていた節があるのである。

房前が長屋王の変の過程で顔を出していないのは、中衛大将として宮廷守衛の任につき応分の働きをなしていたにしても、既に正三位の位についており、当時それ以上の位階上昇が適わなかったことによるのではあるまいか。因みに先学が一致して主謀者とする武智麻呂にしても、当時正三位を帯びていて、変後昇叙に預かっていないのである。藤原麻呂は具体的な変鎮圧への関与の程は判らないが、変ののち正四位上から従三位になっているので、武智麻呂与党として行動したとされている。房前も麻呂なみの働きをしているにも拘わらず、既に正三位になっているので、昇叙の沙汰がなかったとみるのである。

長屋王の変に先行する神亀五年の頃大伴旅人が大宰帥を兼任し九州へ赴任しているのを武智麻呂による長屋王与党排除の陰謀に出るとみ、変の後旅人が房前に倭琴一面を贈っているのを、長屋王自尽に納得できないものを感じる両人の間の交情を示すとする解釈があるが、旅人の帥兼任は至極順当な任官であり[25]、旅人の琴贈与は、旅人が変の後力をつけている不比等の四子の一角である房前にとりいろうとした行為とみることが可能なのである。因みに永井路子氏は房前の琴贈与を政治献琴と称している[26]。

変後の房前の官歴をみると、天平元年九月に中務卿に任官し、天平四年八月に東海東山道節度使となっている。天平四年八月には宇合も西海道節度使となっている。中務卿は詔勅の起草に関与する重要な官職で、殊に勅旨については太政官の公卿を介さず作成し布告することが可能である。かかる重職に変まもなくののち就いているのは、変鎮圧過程で武智麻呂により外されていたとする見方を困難にするように思う。因みに著名な神亀元年二月の藤原宮子を大夫人と称するとの勅は左大臣長屋王を介さず、中務省関与のみで作成されたので、施行後不都合に気づいた長屋王が改訂を申奏するに至っているのである。節度使任官もそれが重要な軍事官であり、長屋王の変で働いたことが確実な宇合と並んで就任していることに思いを至せば、房前にとり不本意な官とは思えないのである。

房前が武智麻呂より早く参議になり、養老五年十二月元明太上皇の死の直前に内臣となっているのは、武智麻呂にとり面白くないことであり、両人の間に溝ができる原因の一であったとされることがあるが、二人は一歳しか違わず、武智麻呂が比較的学問に関心をもち東宮傅になったりしているのに対し、房前の方が政略に長けているような面があり、参議、内臣になっている、とみることができそうである。歴史学の分析の対象になりにくいが、私には武智麻呂は長者の風があり、学問を好み、政略には強くなかったのではないかと思うのである[27]。その点で政略家として房前に遅れるところがあったのだと思う。しかし不比等死後は藤原氏の嫡子として房前を抜き中納言に就任しており、官職の遅速をもって武智麻呂・房前の間に溝があったとするのは失当であろうと思う。武智麻呂・房前ともに首擁立に努めたのである。

長屋王にしろ首—聖武に対立したり対抗しようとした、というようなことは考え難いように思う。但し屢々説かれる如く、藤原氏にとり聖武皇子基の死後の不安や光明立后を前にして長屋王家が不都合ないし危険な芽を孕んでいることから、その失脚—抹殺を図ったのである。変の後長屋王与党として外従五位下上毛野宿奈麻呂らが流に処されているが、総数七人に過ぎず、宿奈麻呂にしても外従五位下という微官である。長屋王が藤原氏と対決するような勢力を築いていなかったことが明白であり、王家の存在のあり様自体が抹殺される原因だったのである。

長屋王といえば『懐風藻』から窺える佐保楼の詩宴が著名である。

不比等の詩宴をつぐものという指摘が山野清二郎氏によりなされている[28]。房前のような藤原氏の人はもとより多くの貴族らが参加しているが、直ちには政治勢力涵養の場とはなっていなかったであろうが、長屋王の威信を高めるものであったとみてよいだろう。

注

(1) 拙著『日本古代律令法史の研究』「慶雲三年二月庚寅制について」。
(2) 大山誠一『長屋王家木簡と奈良朝政治史』。
(3) 『続日本紀』同日条。
(4) 『続日本紀』同日条。
(5) 『続日本紀』養老六年四月乙丑条。
(6) 『続日本紀』同日条。
(7) 『続日本紀』神亀元年三月甲申条。
(8) 薗田香融『日本古代財政史の研究』「出挙」。
(9) 『続日本紀』養老六年閏四月乙丑条。
(10) 『続日本紀』養老七年四月辛亥条。
(11) 『続日本紀』養老六年七月己卯条。
(12) 拙著『古代国家と万葉集』「行基の宗教運動」。
(13) 『類聚三代格』巻五。
(14) 前注(12)拙著「北宮木簡」。
(15) 滝浪貞子『日本古代宮廷社会の研究』「武智麻呂政権の成立」、大山誠一前掲書。
(16) 拙稿「北宮と長屋王」(『東アジアの古代文化』七三号所収)。
(17) 『続日本紀』雲亀元年九月庚辰条。
(20) 『続日本紀』養老三年十月辛丑条。
(21) 『続日本紀』神亀元年二月甲午条。
(22) 滝浪貞子前掲論文、大山誠一前掲書。
(23) 前注(16)拙稿。
(24) 増尾伸一郎「〈君が手馴れの琴〉考」(『史潮』新二九号所収)。
(25) 増尾伸一郎前掲論文。
(26) 永井路子『よみがえる万葉人』「『大伴山脈』の風景」。
(27) 藤原武智麻呂の性格については山野清二郎「藤原武智麻呂小考」(『埼玉大学紀要』二四号所収)。
(28) 山口清二郎「長屋王詩宴の崩壊」(『埼玉大学紀要』二五号所収)。